

坂井市立丸岡中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和7年4月1日 改正

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

『福井県いじめ防止基本方針』より

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる生徒を育成することを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、家庭、地域、関係機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。また、けんかやからかいなどでも、背景にある事情や生徒の感じる被害性を十分に考慮し判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○学級づくりの充実

郷土の教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、文化・芸術・スポーツ活動などを通して、生徒一人一人の多面的な能力を引き出し、ほめて育てる教育をすすめる、生徒同士が互いのよさを認め合う人間力を高めます。

また、発達障がい等問題を抱えている生徒に寄り添い、障がいへの理解や互いの個性や人格を認め合い、間違ったり失敗したりしても許される温かい学級づくりを進めます。

○人権教育の推進

本校の人権教育全体計画に基づき、偏見や差別を許さず、人権意識の啓発に努め、人権尊重の考え方を徹底します。互いの価値を認め、豊かな人間性や社会性を育みます。

○道徳教育の推進

特別の教科「道徳」の時間を中心に、あらゆる教育活動を通じて、生徒の発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、人の関わり、人間としての在り方・生き方を考えさせて、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

○体験学習の充実

宿泊体験、職業体験、ボランティア活動等の生徒の「地域参画」を通して、社会の様々な人との心の触れ合いを体感させることで、共に活動することの喜びと感動を与えます。

○言語活動の充実

授業中の意見発表や話し合い活動を中心に、生徒会活動・学級会活動等、様々な特別活動や部活動の場面で、自分の思いや考えを表現し伝え合えるスキル（コミュニケーション能力）を育てることで、生徒間の相互理解を深め、自己有用感を高めます。

○責任感、連帯感、達成感を育てる特別活動の充実

学校行事をはじめ生徒会活動、係活動、部活動等楽しく主体的に取り組めるような認め励ます支援を通して、生徒の責任感、連帯感、達成感を醸成します。

○ピア・サポートの充実

生徒相互の人間関係を豊かにするための学習の場を設定し、そこで得た知識やスキルをもとに、仲間を思いやり、支える態度を育てます。

（２）学校評価への位置づけ

○いじめの防止等に関する取組の学校評価項目への位置づけ

- ・学校評価の中に、いじめ防止対策の取組についての評価項目を設定し、その取組を見直します。
- ・管理職、生徒指導担当者、教育相談担当者、スクールカウンセラー等による教員の研修を行い、いじめについての正しい理解といじめ防止のための資質向上を図ります。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒一人一人のよさを認め、いじめのない温かい学級風土づくりに取り組んでいる。
- ・いじめ、不登校の未然防止、早期発見のために、アンケート調査や教育相談、情報交換に努めている。

【生徒】

- ・級友一人一人のよさを認め、温かい学級になるようにしている。
- ・教育相談やアンケート調査などにより、悩みの相談ができています。

【保護者】

- ・学校は、教育相談や指導を通して、いじめや悩みの対応に努めている。
- ・相談しやすい学校である。

（３）いじめの未然防止

○すべての生徒にとって「楽しく分かる授業」に向けた取組

- ・あいさつ、ベル席、準備物、話を聞く姿勢、返事などをていねいに指導し、楽しく学ぶための基礎となる授業規律を確立します。
- ・生徒が自ら考え、判断し、自分の意見を自由に発言し合い、聴き合い、皆で尊重しあえる授業づくりに努めます。
- ・「SASA」「全国学力・学習状況調査」の分析を速やかに行い、授業改善に生かします。

- ・授業公開、研究授業を積極的に行い、授業力の向上を図ります。
 - ・タブレット端末、P C、教材提示装置、デジタル教科書等のI C T機器を活用した、分かりやすい授業の在り方を実践研究します。
 - ・学期に数回「チャレンジテスト」を行い、基礎学力の定着を図ります。また、学習の遅れ気味な生徒に対して個別の補充学習を行います。
- 「居場所づくり」「絆づくり」の実践
- ・生徒会活動、学級活動等において、個々の生徒が積極的に参画できる自治的な場を提供します。
 - ・生徒一人一人のよさを認め、誰もが安心して学校生活を送ることのできる温かく落ち着いた「居場所づくり」や、生徒による「絆づくり」を実践します。
 - ・生徒会が中心となっていくじめ防止に向けた「丸中和心条約」の取組を通して、生徒一人一人がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場を設定し、生徒自身による安心できる学校づくりを推進します。
 - ・生徒会が自主運営するレクリエーション活動「丸盛タイム」を通して、全校生徒の親睦と協調性を高めます。
 - ・体育祭、文化祭、合唱コンクールなどの学校行事において、生徒一人一人が活躍できる場を設定し、学級や学年の絆を深めます。
 - ・地域活動や地域行事への参加を充実させ、自己有用感を育みます。
 - ・様々な職種の人から学ぶ「キャリアミーティング」や「企業訪問」を通して、自分の将来を考えるキャリア教育を推進します。
 - ・自己の役割を果たすことによって責任感や連帯感を育てる部活動の充実を図ります。
 - ・学校や周りのすべての人々を思いやる心を育む「思いやり清掃」を励行します。
 - ・ほめて伸ばす指導を推進し実行します。
 - ・全校集会では、校長の講話や関係職員による生徒のがんばりをたたえる話を取り入れ、よいところを認め伸ばす指導を行います。
 - ・学校行事を振り返り、級友の活躍の様子を見つけて手紙にして贈る活動を行います。
- 開かれた学校、家庭・地域との連携
- ・P T Aや家庭・地域・学校協議会に対し、いじめ防止に関する学校の取組を公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
 - ・学校だより、学年だより、ホームページ等でいじめ防止やネットモラルに関する情報を取り上げ、家庭での協力を求めます。
 - ・生徒、保護者、地域住民からいつでも気軽に相談できる環境を整えます。
- 情報モラルに関する取組
- ・インターネットや携帯電話、S N S等の正しい利用について考える指導や意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくりの働きかけを行います。
 - ・特別活動や技術・家庭科の情報分野の授業を通して、人の悪口や嫌がらせを書き込むことは犯罪（侮辱罪、名誉毀損罪）や損害賠償請求の対象であるということを指導します。
 - ・P T Aと連携して掲げた「丸中S N Sルール」（夜2 3時以降は通信機器を使用せず、できれば親に預ける）を推進し、保護者に通信機器の管理と使用時間の制限を呼びかけます。また、生徒および保護者による定期的な自己点検を実施し、意識の浸透を図ります。
 - ・坂井警察署と連携した非行防止教室「ひまわり教室」等で、ネット利用上のモラルや注意点についての講習会を実施します。

○特に配慮が必要な生徒への支援、指導

- ・障害のある生徒や帰国子女、性同一性障害、震災で被災した生徒や原発事故により避難している生徒等、特に配慮が必要な生徒については、その生徒の特性を踏まえた支援を行います。
- ・配慮が必要な生徒が支障なく活動できるよう環境を整備し、周囲の生徒へ指導を行います。

○SOSの出し方に関する教育

- ・危機的状況に対応するために、信頼できる大人へSOSを出すことができるための教育を行います。※SCの活用
- ・学校の教育相談担当者や複数の外部の相談機関を紹介します。

○「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめ対策に関する指導の方案、具体的な活動等について、協議し計画するなど、定期的を開催します。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努めます。

○日々の観察

- ・担任は「生活日誌」を通して、個々の生徒の個人的な悩みを探り教育相談を行います。
- ・学校生活全般を通して、生徒を細かく観察し、わずかな変化も見逃しません。職員は生徒とかかわる時間を増やし生徒理解に努めます。また、職員間で情報を共有します。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ実態調査アンケート

定期的に生活・悩みアンケートを実施し、早期発見の手立てとします。

○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者会でいじめに関する聞き取り調査を実施します。また、10月には保護者アンケートを実施します。

○個人面談の実施

- ・「ふれあいタイムアンケート」「学校生活アンケート」を参考にしながら、担任が年4回の教育相談および随時面談を実施します。
- ・教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくります。
- ・すべての生徒に対し平等に時間をかけて相談することにより、安心して相談できるよう配慮します。

○スクールカウンセラー、支援員の活用

スクールカウンセラーや支援員と連携し、教師には話しにくい内容を気軽に相談できる体制を構築します。

○家庭や地域および関係機関との連携

- ・生徒や保護者に、外部の様々な相談機関を紹介します。
- ・坂井市教育委員会はじめ、坂井市福祉課・坂井警察署・坂井市青少年愛護センター・福井

県総合福祉相談所等の関係機関との連携を密にします。

（５）いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」（初動チーム）による対応

いじめの発見や通報を受けた時は、特定の教職員で対応せず、校長の指示に従い、学校が定めた初動チームが組織的に対応します。被害生徒の安全を守り、関係者から必要な情報を適切に収集し、迅速に事実関係を確認するとともに、即刻いじめの行為を止ませます。

○被害・加害生徒（傍観者）への対応

いじめを受けた生徒や通報した生徒の心のケアを行い、安全を確保します。いじめをした生徒に対しては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行い、再びいじめに向かわない力を育みます。

○外部専門家と関係機関との連携

必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、及び警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携して早期解決に努めます。

○警察との連携

犯罪行為となる場合や、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合には坂井市教育委員会へ報告の上、早期に警察へ通報・相談し対応します。

○新型コロナウイルス感染症等について

新型コロナウイルス感染症等については、正しい情報のもと冷静な行動を促すとともに、不安やストレスの軽減に努めます。

（６）いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の２つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が少なくとも３か月止んでいること

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

①②を被害生徒およびその保護者により面談等を通して確認します。

（７）いじめによる重大事態への対処

いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

○被害生徒の安全を確保します。

○いじめの内容と発生の経緯について、坂井市教育委員会へ速やかに第一報を上げます。

○校長は直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、編成した初動チーム（「いじめ対応サポート班」）が、事実関係を適切に調査し、その結果を関係保護者へ提供します。

○校長が特に必要と認めた場合には、「いじめ対策委員会」に、PTAや家庭・地域・学校協議会等の代表者からなる「外部調査委員」を置き、調査方法や情報収集に協力します。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家及び警察や福井県総合福祉相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携して早期解決に努めます。

○坂井市教育委員会が調査主体になる場合もあります。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催して次の活動を行います。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当等

※校長が必要と認めた場合には、「外部調査委員会」を置くことがあります。

(活動)

【常設】※毎週水曜日の1校時に開催

- ・いじめ未然防止に関する年間行動計画の実行と検証、修正
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な活動計画や実践と検証、修正
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「居場所づくり」や生徒自身による「絆づくり」のための教育活動の実践と検証及び修正等
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの構築と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料の収集
- ・アンケートの内容の見直し及び計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・いじめ防止対策に関する取組の点検

【いじめ発生時】

- ・いじめ対応サポート班の編成
- ・いじめ事案の調査方法や指導方針の決定
- ・坂井市教育委員会への速やかな報告、相談

※事後においては今後の指導方針と対応策についても報告、相談

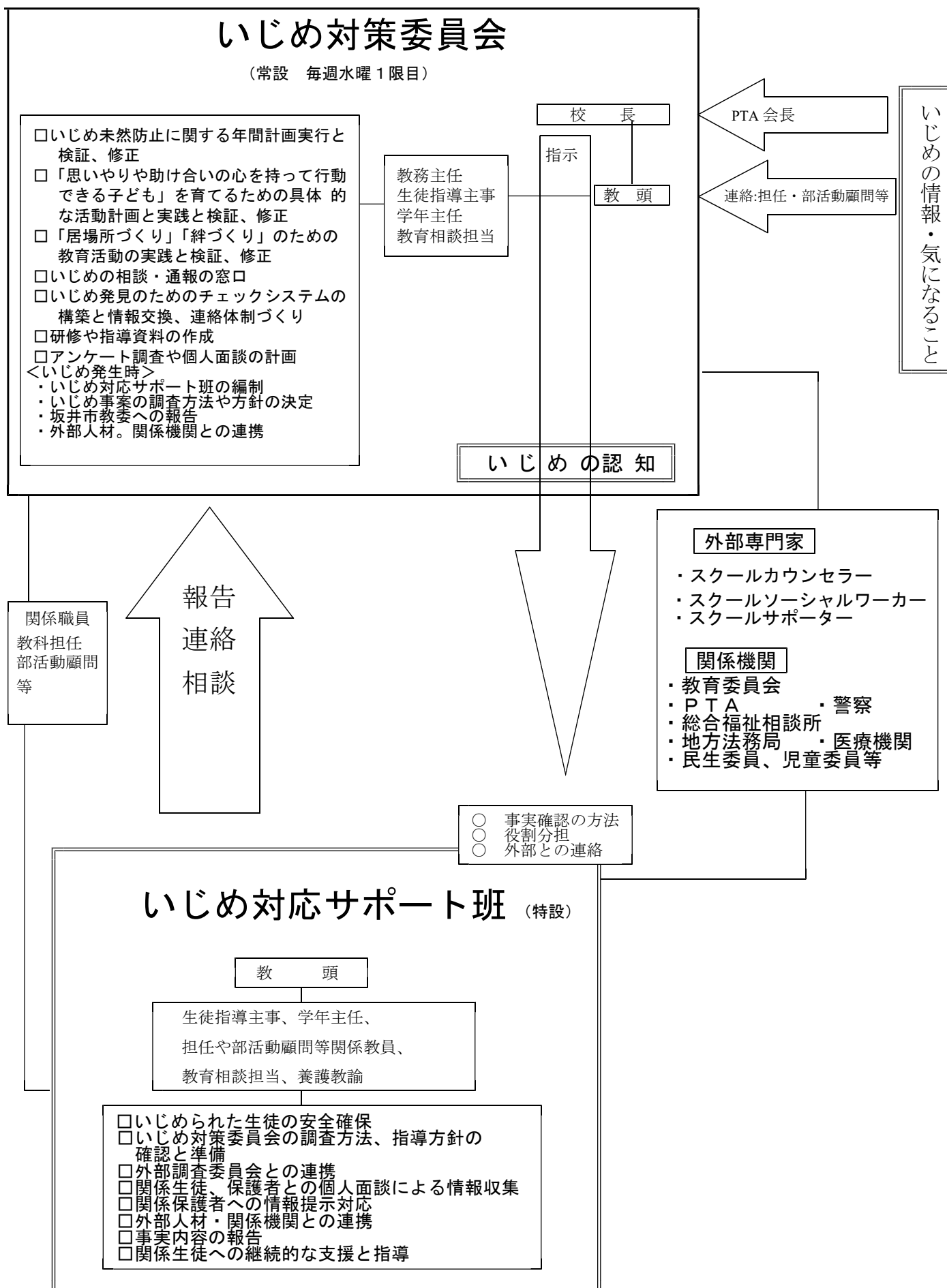
(2) いじめ対応サポート班（初動チーム）

いじめが起きた時（疑わしい場合も含む）校長は「いじめ対策委員会」の決定を受けて、以下の機能を担う「いじめ対応サポート班」（初動チーム）を速やかに編成し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任や部活動顧問等関係教員、
教育相談担当、養護教諭

(活動) ・いじめられた生徒の安全確保

- ・当該いじめ事案の調査方法や指導方針の確認と準備
- ・関係生徒、保護者との個別面談による情報収集
- ・いじめられた生徒への継続的な支援と、いじめた生徒（傍観者も含む）への継続的な指導
- ・関係保護者への情報提示
- ・S C、S S W等、外部専門家や警察など関係機関との連携



いじめ対策の年間行動計画【4～6月】

坂井市立丸岡中学校

	教員の動き等	生徒の活動等			
		全学年共通	第1学年	第2学年	第3学年
4月	いじめ対策委員会 ・新クラスでの生徒の状況を把握 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きた時には即対応 ○重大事態チェックリストの確認 ○第1回ふれあいタイム ・事前アンケートによる悩み調査（いじめ調査） ○公開授業（PTA総会）	○全体オリエンテーション ○学級開き ・ピアサポート ・自己紹介 ・諸係決定 ・クラス写真撮影 ○地区生徒会 ・異学年との交流 ○思いやり清掃開始 ○学校生活アンケート（いじめ調査） ○ふれあいタイム（教育相談） ○縦割り集会 ・異学年との交流	○校舎見学 ○部活動見学 ・体験入部 ○家庭と家族関係（家庭科） ○はじまりの時間（道徳）	○体験入部受け入れ ○江戸時代の被差別部落の人々（社会科歴史） ○カラカラカラ（道徳）	○体験入部受け入れ ○がんばれ、おまえ（道徳）
5月	いじめ対策委員会 ・毎週水曜日1限目に開催 ・いじめ対応についての確認等 ○校内研修 ・いじめの認知について ○授業研究 ○第1回アセス実施 ○第1回保護者会 ○授業研究	○生徒総会 ・自主的な活動 ・絆づくり ・コミュニケーション活動 ○風紀委員会あいさつ運動 ○学級・学校の諸問題についての話し合い（学級活動） ○生徒集会 ・コミュニケーション活動 ○アセス	○遠足 ・絆づくり ・体験的な学習 ○ヨシト（道徳）	○遠足 ・絆づくり ・体験的な学習 ○明日、みんなで着よう（道徳）	○修学旅行 ・絆づくり ・体験学習 ○小さな出来事（道徳）
6月	いじめ対策委員会 ○第2回ふれあいタイム ・事前アンケートによる悩み調査（いじめ調査）	○ふれあいタイム（教育相談） ○生徒集会 ・コミュニケーション活動 ○校内テスト① ○選手壮行会 ○学校祭に向けた準備 ・異学年との交流	○魚の涙（道徳） ○深めたいむ（道徳）	○「いじり」って（道徳） ○テニス部の危機（道徳）	○子どもの人権（家庭科） ○三年目の「ごめんね」（道徳） ○アイツとオレ（道徳）

いじめ対策の年間行動計画〔7～9月〕

坂井市立丸岡中学校

	教員の動き等	生徒の活動等			
		全学年共通	第1学年	第2学年	第3学年
7月	いじめ対策委員会 ・夏期休業に向けた指導内容等の確認 ○第2回保護者会 ○第1回子どもの声調査（いじめ調査） ・作成・集計 ・実態把握 ・早期対応	○ひまわり教室（全校一斉） ・情報モラル ・正しいコミュニケーション ○第1回子どもの声調査（いじめ調査） ○ピアサポート（級友のがんばりを認める・学級活動） ○丸盛タイム ○学校祭に向けた準備 ・異学年との交流	○ひまわり教室 ・初発型非行の防止	○ひまわり教室 ・初発型非行の防止 ○異性とのかわり（学級活動）	○ひまわり教室 ・初発型非行の防止 ○体育祭と文化祭に向けた事前活動 ・自己有用感を目指して ・絆づくり
8月	○いじめに関する校内研修 ・1学期の反省 ・2学期からの取組 ・教員の意識点検	○地域ボランティア ・体験的な活動 ・絆づくり ○学校祭に向けた準備 ・異学年との交流	○夏季休業中の部活動 ・自己有用感 ・絆づくり	○夏季休業中の部活動 ・自己有用感 ・絆づくり	○体育祭と文化祭に向けた事前活動 ・自己有用感を目指して ・絆づくり
9月	いじめ対策委員会 ・夏季休業明けの生徒の状況を把握 ○重大事態チェックリストの確認 ○夏季休業明けアンケート いじめ対応サポート班 ・起きた時には即対応	○文化祭 ・自己有用感 ・絆づくり ○合唱コンクール ・絆づくり ○よかったシャワー（学校祭でのいい所さがし） ○校内テスト② ○選手壮行会	○文化祭 ・自己有用感 ・認め合い ○ドリームマップづくり ・自己実現 ・自己有用感 ○二人の通学路（道徳） ○言葉の向こうに（道徳）	○文化祭 ・自己有用感 ・認め合い ○校内マナー呼びかけピクトグラム（美術科）	○文化祭 ・学年の団結 ・自己有用感 ○基本的人権と個人の尊重（社会科公民） ○「きみは赤ちゃん」より（道徳）

	教員の動き等	生徒の活動等			
		全学年共通	第1学年	第2学年	第3学年
10月	いじめ対策委員会 ○第3回ふれあいタイム ・事前アンケートによる 悩み調査 (いじめ調査) ○学校評価アンケート ○第3回保護者会 ○授業研究	○体育祭 ・絆づくり ○ふれあいタイム (教育相談) ○いじめ保護者アンケート ○後期生徒会活動と学級 諸係決定 ・自己有用感 ・絆づくり ○生徒集会 ・コミュニケーション活 動 ○古城祭り ・ボランティア活動 ・地域とのふれあい ・部活動内の絆づくり ○生徒総会 ・コミュニケーション活動	○家庭と家族関 係(家庭科) ○銀色のシャープ ペンシル (道徳) ○体育祭 ・絆づくり	○ピアサポート (上手な質問の 仕方・学級活 動) ○体育祭 ・絆づくり	○インターネット の中の社会で (道徳) ○体育祭 ・絆づくり
11月	いじめ対策委員会 ○授業公開(学校開放デー) いじめ対応サポート班 ・起きた時には即対応 ○第2回アセス実施 ○3年進路相談会	○古城マラソン ・ボランティア活動 ・地域とのふれあい ・部活動内の絆づくり ○校内テスト③ ○アセス ○生徒集会 ・コミュニケーション活 動	○テーマ別研修 ・絆づくり ・地域学習	○テーマ別研修 ・絆づくり ・地域学習 ○「北川さん」の 悩み(道徳)	○僕の物語 あな たの物語 (道徳)
12月	いじめ対策委員会 ・冬期休業に向けた指導 内容等の確認 ○アセス調査結果の分析 ○第2回子どもの声調査 (いじめ調査) ・作成・集計 ・実態把握 ・早期対応	○赤い羽根共同募金 ○丸盛タイム ○第3回子どもの声調査 (いじめ調査)	○生命の尊重 (学級活動) ○キャリアミー ティング (職業講演会) ・自己実現	○「尊重」の本質 を探ろう (道徳)	○ソーシャル・ビ ュー 見えない 人と楽しむ美術 鑑賞(道徳)

いじめ対策の年間行動計画〔1～3月〕

坂井市立丸岡中学校

	教員の動き等	生徒の活動等			
		全学年共通	第1学年	第2学年	第3学年
1月	いじめ対策委員会 ・冬季休業明けの生徒の状況を把握 ○冬休み明けアンケート ○いじめに関する校内研修 ・2学期からの取組 ・来年度に向け、組織の見直し ○重大事態チェックリストの確認 ○第4回ふれあいタイム ・事前アンケートによる悩み調査（いじめ調査） ○1・2年保護者会 ○3年進路相談会	○生徒集会 ○ふれあいタイム（教育相談）	○旗（道徳）	○私の啓発録作成 ・自己実現 ○優しさの光線（道徳）	○子どもの権利（家庭科） ○恩讐の彼方に（道徳）
2月	いじめ対策委員会 ○SASAの分析 いじめ対応サポート班 ・起きた時には即対応	○小学生体験入学 ・異学年交流 ○丸盛タイム ○校内テスト④ ○生徒総会 ・コミュニケーション活動	○思春期のより良い過ごし方（学級活動）	○薬物乱用防止教室 ○二番目の悪者（道徳）	○命と向き合う（道徳）
3月	いじめ対策委員会 ・学年末休業に向けた指導内容等の確認 ○第3回子どもの声調査（いじめ調査） ・作成・集計 ・実態把握 ・早期対応 ○いじめに関する情報の引継	○卒業生を送る会 ・絆づくり ・感謝と思いやりの心 ・次学年への決意 ○校舎内外の美化活動 ○卒業式 ○第3回子どもの声調査（いじめ調査）	○卒業式練習 ・感謝 ・絆 ○スポーツ大会 ・絆づくり	○卒業式練習 ・感謝 ・絆 ○スポーツ大会 ・絆づくり	○卒業式練習 ・感謝 ・絆 ○スポーツ大会 ・絆づくり